

# 健保組合からのお知らせ

## 年間医療費通知の発行について

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きが、医療費等の領収書の添付に代わり、医療費等の明細書を添付する方式に改められましたが、医療費等の明細書として、健康保険組合が交付する医療費通知を活用できることとされました。

このたびの制度改正により、医療費控除の申告に係る医療費等の領収書については、確定申告期限等から5年間保存する必要がありますが、健康保険組合が交付する医療費通知を申告時に添付した場合には、医療費通知に記載されている医療費に関する領収書については添付の必要がないこととされ、領収書の収集・保存・添付は不要となり申告手続きが簡素化されました。

つきましては、2月中旬頃に加入員の皆さまの1月診療分から11月診療分の『年間医療費のお知らせ』を事業所へ一括して送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

なお、当組合の発行する『年間医療費のお知らせ』には、システムの都合上12月診療分は記載されておりません。医療費控除の申告の際には、12月診療分のみ『医療費控除の明細書』に記入していただいたものを併せて添付して税務署へ申告していただきますようお願いいたします。

「年間医療費のお知らせ」は、再発行できませんので、医療費控除の申告まで大切に保管してください。

## 特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆さまに特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はもうお済でしょうか。未受診の方はぜひこの機会に受診しましょう。

有効期限が過ぎた受診券をお持ちの方は、有効期限を延長した受診券を発行しますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。かかりつけ医でも受診できます。健康チェックのため、是非とも受診してください。

『特定健康診査受診券申請書』は、当組合のホームページよりダウンロードできます。



## 特定保健指導を受けましょう

「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者に「特定健診・特定保健指導」が義務づけられ、加入員の皆さまに対して特定保健指導を実施しております。

この事業は、当組合が委託契約したSOMPORリスクアマネジメント(株)の健康相談員(主に保健師)が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して生活習慣を見直すサポートをします。

対象者様には、文書でご案内をさせていただきますので、事業主様におかれましては、本事業への積極的な参加を奨励していただきますようお願いいたします。

## 被扶養者資格の再確認について



被扶養者資格の適正な認定を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年、被扶養者資格の再確認を実施しており、平成29年11月1日に事業主様あてに、被扶養者資格の再確認の実施要領及び被扶養者リスト、現況届を送付させていただいております。

提出期限が平成30年1月31日(水)となっておりますので、必ず期限までに提出をお願いします。また、提出していただいた後、記載内容について電話等で照会をさせていただくことがありますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現況届の提出がない場合には、引き続き被扶養者として認定できない場合があります。

## あしたの健保プロジェクトWEB動画の掲載について

健康保険組合連合会は、健康保険組合の加入員の皆さまへ、健康づくりにおいて先駆的な取り組みを紹介し健康保険組合の存在価値や役割を認識していただくことを目的に、あしたの健保プロジェクト公式キャラクターの「手ドリくんファミリー」を使ってあしたの健保プロジェクト特設サイト(<http://www.ashiken-p.jp/>)の「広報ギャラリー」に「健保組合の今を知る」と題して動画を掲載しましたので、ぜひご覧ください。